

金沢市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の

設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）骨子案について

【制度概要】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは、0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所や幼稚園等を利用することができる制度です。

【実施内容】

項目	内容
利用対象	0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこども ※市による対象者の確認が必要
利用時間	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に利用 (こども1人当たり月10時間上限)
利用料	事業者が直接徴収
利用方法	市が対象者を確認後、保護者は事業者と直接利用契約
実施場所	保育所、認定こども園、幼稚園 等 ※市による認可が必要

【条例制定の趣旨】

児童福祉法における乳児等通園支援事業の新設に伴い、国から示された「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、本市においても条例を新たに制定することを目指しています。

【条例の骨子案】

別紙参照

【意見募集（パブリックコメント）】

- 募集期間
令和7年4月18日（金）～5月19日（月）
- 資料閲覧場所
 - ・金沢市ホームページ
 - ・市政情報コーナー
 - ・金沢市保育幼稚園課

【今後の予定】

令和7年度6月定例月議会に条例案を提出予定